

有田周辺広域圏事務組合特定事業主行動計画

令和 8 年 3 月

有田周辺広域圏事務組合

有田周辺広域圏事務組合における女性職員の活躍に関する特定事業主行動計画

〔 令和 8 年 3 月 策定
有田周辺広域圏事務組合 〕

有田周辺広域圏事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とし、必要に応じて本計画の見直し等を図るものとする。

2. これまでの取組について

数値目標として令和 8 年度までに女性の平均年次有給休暇取得日数を 14.4 日以上にすると設定してきました。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
男性職員	12.0 日	14.6 日	17.3 日	19.3 日
女性職員	10.4 日	14.1 日	15.1 日	15.3 日
全職員	11.6 日	14.5 日	16.8 日	18.4 日

男女差は見られますが、数値目標は達成されています。

3.女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、超過勤務の縮減にむけて下記のとおり目標を設定します。

令和13年度までの数値目標	
超過勤務の月平均	2.0時間以下

※令和6年度実績 … 男性3.3時間 女性1.8時間
月平均2.6時間

4.女性職員の活躍の推進に向けた取り組みについて

(1) 育児休業等から復帰しやすい環境整備

育児休業中の職員に対し、広報誌の送付や職場の動きの情報提供を行い、円滑な職場復帰を支援します。

復帰後は子の看護の特別休暇等の周知を行い、年次休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。

(2) 男性職員の育児参加の促進

男性職員の配偶者出産に伴う休暇、育児参加のための休暇を取得しやすい職場環境づくりを行い、育児休業制度の積極的な活用を促進します。

(3) 女性管理職の育成と登用の推進

女性職員のキャリアアップの意識を高め、能力開発を図るための適切な研修への参加を積極的に促し、各役職段階における人材の確保に努めます。

また、職員の意欲と能力の把握に努め、男女間での偏りが無い人員配置に努めます。

(4) 継続して働ける健全な職場環境づくり

仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう業務分担についてよく検討し、時間あたりの生産性を重視した人事評価を実施します。

以上